

令和6年度北塩原村会計年度任用職員募集のお知らせ

<会計年度任用職員とは>

地方公務員法第22条の2の規定に基づき、一会計年度内に任用される非常勤一般職の職員です。
これまで、嘱託職員・臨時職員として任用してきた職が「会計年度任用職員」として任用されます。

1 募集について

- (1) 受付期間 令和6年2月19日(月)～令和6年3月8日(金)
(2) 内 容 裏面「北塩原村会計年度任用職員募集職種」のとおり

2 任用期間

一会計年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日)の期間内

※勤務成績が良好な場合、任用された年度を超えても2回(3年間)を限度として再度の任用を行う場合があります。その後も勤務を希望する場合は、再度公募による選考となります。

3 勤務条件等

- 給与等は、村の規定により支給(条件に応じて、通勤手当、期末手当、退職手当の支給あり)。
また、一定の条件を満たす場合、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の加入あり。
(連続する通算期間が1年を超えた場合、福島県市町村職員共済組合に加入)
- 年次有給休暇、特別休暇(有給・無給)等あり。
- 非常勤職員公務災害補償制度又は労働災害制度が適用されます。
(連続する通算期間が1年を超えた場合、地方公務員災害補償法に基づく制度が適用)
- 健康診断、ストレスチェック、人事評価(一部の短時間勤務を除く。)が適用となります。
- 地方公務員法によるサービスの各規定が適用されます。

4 申込資格

- 年齢・学歴は問いません。
- 地方公務員法第16条(欠格条項)の規定に基づき、以下に該当する方は申し込みできません。
※禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
※北塩原村職員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
※日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
(注) 地方公務員法の改正が行われた場合は、その規定によるものとします。

5 申込方法

北塩原村所定の会計年度任用職員応募申込書に必要事項を記入し、持参又は郵送

(令和6年3月8日(金)まで必着のこと) ※応募申込書は窓口で交付します。

■持参の場合・・・村役場総務企画課(本庁1階) 平日の午前8時30分から午後5時15分まで

■郵送の場合・・・宛先 〒966-0485 北塩原村大字北山字姥ヶ作3151番地

「北塩原村役場 総務企画課 総務班」

【申込時の注意事項】

- 1 資格要件に必要な資格が記載されている職種は、資格・免許の写しを添付してください。
- 2 書類不備の場合は、受け付けできません。
- 3 提出された書類は返却しませんので、予めご了承ください。

6 選考について

書類審査、面接試験

※書類審査後、面接日は後日担当課よりご連絡します(令和6年3月中旬予定)。

7 その他

会計年度任用職員募集等について不明な点は、下記までお問合せください。

北塩原村役場総務企画課(総務班) 0241-23-3111